

平成21・22年度国有林野事業特別会計において行う契約に係る競争参加資格の審査の申請についてのお知らせ

林野庁

国有林野事業特別会計において発注する「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント等」の契約に係る一般競争に参加するため、平成21年4月からの資格を得ようとする者は、下記事項を御了知の上、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に必要書類を添えて申請して下さい。

なお、次に該当する場合は「建設工事」の申請ができませんので、ご注意ください。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない場合
- (2) 経営事項審査において総合評定値通知を受けていない場合
- (3) 競争参加資格申請の直前に通知を受けた経営事項審査の審査基準日が平成19年7月30日以降のもので、再審査を含めて平成20年4月1日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値通知を受けていない場合

記

1 契約の種類及び業種の区分

[掲載順序契約の種類：業種の区分]

- (1) 建設工事契約：土木一式工事、建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、ほ装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事
- (2) 測量・建設コンサルタント等契約：測量、土地家屋調査、建設コンサルタント、建築士事務所、計量証明、地質調査、補償コンサルタント、その他

2 申請の時期及び方法

(1) 受付期間

平成21年1月26日から平成21年2月25日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）まで（受付時間は10:00～16:00（12:00～13:00は除く。）とする。）に持参または郵送により申請してください。なお、郵送の場合は書留郵便とし、平成21年2月20日（当日消印有効）までに郵送してください。

(2) 申請の方法

別添の申請書に次の書類を添え5に掲げる提出場所に提出してください。

なお、複数の森林管理局等の競争参加資格を得ようとする場合、申請書にその旨記載した上で最寄の提出場所に提出すれば足りしますので、2以上の申請書を複数の

提出先に提出する必要はありません。

① 建設工事の申請を行う場合の添付書類

- ア 営業所一覧表
- イ 建設共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
- ウ 工事経歴書
- エ 総合評定値通知書（建設業法第27条の29の規定により通知されたもので、申請日の直近のもので、平成19年7月30日以降を審査基準日とし平成20年4月1日付けで改正された基準による経営事項審査の総合評定値を基に資格審査を行います。）の写し
- オ 共同企業体等調書（共同企業体として申請する場合）
- カ 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し
- キ 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当該事実を証明する書類
- ク グループ経営事項審査及び持株会社経営事項審査の結果に基づく申請の場合には企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
- ケ 行政書士等の代理申請による場合には委任状

② 測量・建設コンサルタント等契約の申請を行う場合の添付書類

- ア 測量等実績調書
- イ 技術者経歴書
- ウ 営業所一覧表
- エ 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）の写し
- オ 登録証明書等（登録を受けている場合）の写し
- カ 財務諸表類
- キ 納税証明書の写し（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）
- ク 行政書士等の代理申請による場合には委任状

3 競争参加資格を付与しない者

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 申請書及び審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者又はこれを代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (3) 企業体であって、上記(1)及び(2)に該当する構成員を含む者

4 その他

- (1) 国有林野事業特別会計における建設工事の資格審査については、客観的事項（経営事項審査における審査数値）及び主観的事項（専門的技術者の状況、工事成績の審査数値）に基づき資格の等級区分を決定します。なお、建築工事については、客観的事項に基づき決定します。
- (2) 経常建設共同企業体については、同一工事種別内での単体企業と当該企業を構成

員とする経常建設共同企業体との同時登録はできません。また、経常建設共同企業体への客観点数及び主観点数の加算調整措置については、合併計画を明らかにした書面を提出した場合に限り、一定期間行います。

5 申請書の提出場所

受付部局	住所	提出場所	電話番号
林野庁	〒100-8952 千代田区霞が関一丁目2番1号	国有林野部職員・厚生課福利厚生室施設 営繕班営繕係	(03) 3502-8111 内線6335
北海道森林管理局	〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条七丁目70番	経理課主計係	(011) 622-5214
東北森林管理局	〒010-8550 秋田市中通五丁目9番16号	経理課支出係	(018) 836-2186
関東森林管理局	〒371-8508 前橋市岩神町四丁目16番25号	経理課企画係	(027) 210-1149
中部森林管理局	〒380-8575 長野市大字栗田715番地5	経理課支出係	(026) 236-2572
近畿中国森林管理局	〒530-0042 大阪市北区天満橋一丁目8番75号	経理課企画係	(06) 6881-3534
四国森林管理局	〒780-8528 高知市丸ノ内一丁目3番30号	経理課企画係	(088) 821-2060
九州森林管理局	〒860-0081 熊本市京町本丁2番7号	総務部契約適正化専門官室	(096) 328-3520